

有給休暇について法律が改正されました。内容をご確認いただき、皆さんの心と体のリフレッシュを図るため、計画的な有給休暇の取得をお願いします。

年間5日以上の有給休暇取得が義務となりました



2019年4月以降に有給休暇が10日以上付与される方は付与日から1年以内に5日以上の有給休暇を取得していただきます。

例) 付与日: 2019年4月16日 付与日数: 10日

1年後: 2020年4月15日



【有給休暇の計画的な取得について】

有給休暇の取得状況を確認し、取得日数が5日に満たない場合は、弊社より有給休暇取得予定日を確認させていただきます。契約の最後でまとめて有休を取得しようと思っていると、状況によりお休みが取りきれなかった、ということもあります。

リフレッシュするためにも、日ごろから計画的に有給休暇を取得をしていきましょう。